

修士課程学生 各位

博士後期課程学生 各位

第1学期学修簿の配付について

第1学期の学修簿を**10月9日（金）**から配付しますので、学事担当窓口で学生証を提示の上受け取り、内容を確認してください。

※9月修了予定者については、9月7日（月）から学修簿を配付します。なお、修士論文及びリサーチ・ペーパーの成績評価の公表は、**9月11日（金）以降**となります。

令和2年8月5日

法学研究科・法学部学事担当

成績評価に対する申立て制度について

法学研究科法学政治学専攻では、教員による評価の公平性と正確さを担保するために、成績評価に対する申立て制度を導入しています。申立てを行う場合には、下記の方法に従って申請してください。

この制度は、教員と交渉して成績を上げる機会を学生に提供する趣旨のものではありませんので、その点に注意してください。

記

- (1) **申立ての対象となる成績評価は「不可」の場合とします。**
- (2) 成績評価に関する問い合わせは、まず学事担当を通じ授業担当教員に行います。
- (3) 問い合わせの方法・内容については下記のとおりとします。下記の事項を守らない場合は、授業担当教員からの回答はありません。
○問い合わせ可能日時 **10月9日(金) 8:30~10月13日(火) 15:00**
○問い合わせ方法
 1. 成績確認依頼票に必要事項を記入し、学事担当窓口へ提出すること。
※成績確認依頼票は学事担当窓口で配付します。
 2. 提出された成績確認依頼票を授業担当教員へ送付し、授業担当教員から回答があり次第、学事担当から通知します。
※その他の方法（電話、研究室に行く等）は、原則として認めません。ただし、授業担当教員が授業中に問い合わせ方法について別に言及している場合は、この限りではありません。
※エクスターンシップによる評価は対象外とします。
※成績確認依頼票に記載されたルールに必ず従ってください。
- (4) 授業担当教員からの回答に対して、なお、具体的事実をもって論証できる場合には、成績評価に関する申立てを法学部教務担当窓口で行うことができます。電話やメールでは、申し立てできません。
- (5) 申立ての方法・内容については、原則下記のとおりとします。
○申し立て期間
10月9日(金) 8:30~10月13日(火) 17:00
○申し立ての方法
申立て用紙は法学部学事担当窓口で配付しますので、必ず上記受付期間内に提出してください。
- (6) 申立ての結果については、後日、申立てのあった本人に対し、文書で回答します。
※申立て期間を過ぎてからの本制度による申立ては一切受付できないので十分注意願います。